

公的研究費運用のための職務分掌・職務権限規程

平成 19 年 4 月 3 日 制定, 平成 19 年 4 月 3 日 施行

この規定は、国民の税金を財源とする公的研究費の管理・運営を公正・適正に行う際に、社員の役割を明確化することを目的として制定されたものであって、会社と従業員は、それぞれの担当する職務について責任をもって誠実にその業務を遂行することにより、この目的を達成しなければならない。

(目的)

第 1 条 この規程は、公的研究費の管理・運営について必要な事項を定めることにより、株式会社アミンファーマ研究所（以下、「会社」という。）又は会社に所属する社員が研究費の管理及び運営を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第 2 条 公的研究費とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人、又は経済産業省又は経済産業省が所管する独立行政法人、又は自治体等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(適用範囲)

第 3 条 公的研究費について、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人、又は経済産業省又は経済産業省が所管する独立行政法人、又は自治体等に別途定めがある場合にはそれによるものとする。

(物品の購入に係る職務分掌・職務権限)

第 4 条 物品の購入に係る職務分掌・職務権限は、原則として別添 1 に示すフローに従うものとする。

(施行)

この規程は、平成 19 年 4 月 3 日より実施する。

平成 19 年 4 月 3 日

千葉県千葉市中央区亥鼻 1-8-15

株式会社アミンファーマ研究所

代表取締役社長 五十嵐 一衛

別添 1

